

別記図面1

路面復旧における表層の復旧範囲について

項 目		概 略 図
基本項目	復旧範囲は掘削部分に影響部分を加えた範囲とする。 復旧幅 = B + 2W	
ケース 1	舗装幅員が2 m以下の場合、全幅復旧とする。	
ケース 2	2車線以上の場合、掘削部分に影響部分を加えた範囲を含む車線単位毎の復旧を原則とする。ただし、当該範囲が路端側から車道外側線を越えない場合など路面の状況・交通量・掘削位置等の条件により、ケース3を適用することができる。〔協議事項〕 (注) 抹消したラインは復旧すること。	
ケース 3	影響部分の外側から舗装の絶縁線までが1.2 m未満の場合は、絶縁線まで復旧する。 ※絶縁線とは、舗装絶縁端、既存カッターライン	
ケース 4	復旧幅が1 m未満の場合、復旧幅を1 mとする。	
ケース 5	複数の掘削箇所が連続する場合で同時施工の時、復旧範囲の間隔が3 m未満の場合はその部分も含んで復旧範囲とする。	
ケース 6	コンクリート舗装で復旧範囲が伸縮目地まで1.8 m未満の場合、目地で囲まれた範囲を復旧範囲とする。	

※ケース2から6までの復旧範囲、舗装幅員その他の範囲については、基本項目適用後で他のケース適用前の範囲で判断するものとする。